

令和3年度大阪周遊促進事業委託仕様書

1 事業名

令和3年度大阪周遊促進事業

2 事業目的

大阪を訪れる観光客は大阪市内に集中しているが、府内には歴史、自然、食など都市部だけでは体験できない多様な魅力ある観光資源が存在している。

大阪府では、こうした府内の魅力を来阪旅行者に知っていただき、府内各地を訪問するきっかけとなるような仕掛けを実施することで、来阪旅行者の府内全域への誘導・周遊を促進することを目的として大阪周遊促進事業を行っている。

令和2年度には、府内5つのエリア（北摂、北・中河内、南河内、泉州、百舌鳥・古市古墳群）において、その多様な魅力を楽しめる周遊ルートを設定し、ホームページやリーフレット等での情報発信や、ルートの魅力を検証するためのモニターツアーを実施した。

「令和3年度大阪周遊促進事業」は、これまでの取組みを踏まえつつ、大阪市及び堺市ならびに百舌鳥・古市古墳群とその周辺地域において、旅行商品化を見据えた採算性があり、新型コロナウイルス感染症にも対応したバスツアーの実証運行を行い、その実証結果を民間事業者にフィードバックすることで、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている観光産業の活性化につなげることを目的として実施するものである。

3 契約期間

契約締結の日から令和4年3月15日（火）まで

4 委託上限額

19,696千円（税込） 但し内訳は下記のとおり

(1) 大阪市と堺市をめぐる観光バスによる周遊ニーズの実証事業 8,848千円（税込）

(2) 百舌鳥・古市古墳群とその周辺地域をめぐる観光バスによる周遊ニーズの実証事業

10,848千円（税込）

5 委託事業の内容及び提案を求める事項

(1) 大阪市と堺市をめぐる観光バスによる周遊ニーズの実証事業

①周遊バスツアーの実施

旅行商品化を見据えた採算性があり、新型コロナウイルス感染症にも対応した事業手法を検証するため、多くの観光客が訪れる大阪市と世界文化遺産である百舌鳥古墳群を有する堺市をめぐるバスツアーを実施すること。

実施にあたっては、歴史をはじめ文化、食、特産品など、大阪市及び堺市の特色を生かしたテーマを設定し、マーケティング等によりターゲットとなる層を設定したうえで、観光誘客や地域での消費につながる観光バスのコースを1コース以上設定すること。なお、コースには必ず大阪城及び百舌鳥古墳群を組み込むこと。

- a) 実施エリア 大阪市及び堺市エリア
- b) 実施期間 令和3年10月から12月までの間のうち任意の時期（10週間程度）
- c) 運行便数 合計32便（最大2便/日）程度
- d) 参加料等 施設入場料、昼食代及び参加者保険代の実費相当分を参加者から徴収することができる。
- e) アンケート 参加者からアンケートを徴収すること。アンケートの内容は大阪府と事前に協議の上、決定すること。

【提案事項】

- ・ 大阪市を発着地として大阪市と堺市の魅力ある観光資源を巡る集客性のあるバスコースを提案すること。
- ・ 民間での旅行商品化を見据えた採算性があり、新型コロナウイルス感染症にも対応した事業手法を提案すること。
- ・ 実証にあたっての乗車人数等の目標を設定し、提案すること。

【提案事項に対する留意点】

- ・ 周遊バスコースは、大型バスまたは中型バスによりめぐる設定とすること。
- ・ 将来的にはインバウンドも含めた旅行客を誘客できるバスコースとすること。

②周遊バスツアーの広報宣伝の企画・実施

周遊バスツアーの誘客を図るため効果的な広報宣伝を企画・実施すること。

【提案事項】

- ・ オンラインツアー・VRなどの新しい手法を活用するとともに、旅行会社の店頭やOTA、WEB販売等多様な販売手法をとるなど、誘客につながる広報宣伝を提案すること。

③民間での事業化に向けた検証

民間での事業化を目指すため、①で実施する周遊バスツアーが、採算性があり、新型コロナウイルス感染症にも対応した事業手法であるかについて、一部にモニターツアーを導入するなど旅行関係者や観光関連事業者等の意見を聞いた上で検証し、バスコース・便数・運行手法・料金等の妥当性について報告すること。

また、検証の結果、事業化に向けての課題が明らかになった場合は、その内容や対応策についても報告すること。

【提案事項】

・周遊バスツアーの検証手法・内容について提案すること。

【提案事項に対する留意点】

・検証にあたり、仕様に定める便数を超えて受託者が独自に周遊バスを運行することや、周遊バスの集客や魅力を高める有料の企画を組み込むことは妨げないものとする。

(2) 百舌鳥・古市古墳群とその周辺地域をめぐる観光バスによる周遊ニーズの実証事業

①周遊バスツアーの実施

旅行商品化を見据えた採算性があり、新型コロナウイルス感染症にも対応した事業手法を検証するため、百舌鳥・古市古墳群とその周辺地域の特色（歴史、文化、食、特産品など）を生かした魅力ある観光資源をめぐるバスツアーを実施すること。実施にあたっては、マーケティング等によりターゲットとなる層を設定し、百舌鳥古墳群エリア及び古市古墳群エリア双方への観光誘客や地域での消費につながる観光バスのコースを1コース以上設定することとし、古墳群についてより深く理解できるよう周辺のガイド施設なども活用すること。

また、さらなる誘客につなげるため、バス旅行をより楽しめるようなコンテンツを開発し、バスツアーにおいて活用すること。

- a) 実施エリア 百舌鳥・古市古墳群及び南河内地域などその周辺エリア
- b) 実施期間 令和3年10月から令和4年1月までの間のうち任意の時期
- c) 運行便数 合計17便程度
- d) 参加料等 施設入場料、昼食代及び参加者保険代の実費相当分を参加者から徴収することができる。
- e) アンケート 参加者からアンケートを徴収すること。アンケートの内容は大阪府と事前に協議の上、決定すること
- f) その他 【参考情報：府が過去に作成したリーフレット等】
DISCOVER OSAKA、Discover 百舌鳥・古市古墳群、ぐるり大阪

【提案事項】

- ・大阪市等の集客性の高い場所を発着地として、百舌鳥・古市古墳群とその周辺地域の特色（歴史、文化、食、特産品など）を活かした魅力ある観光資源や古墳群の理解を促進するガイドンス施設等を活用した、集客性のある周遊バスコースを提案すること。
- ・民間での旅行商品化を見据えた採算性があり、新型コロナウイルス感染症にも対応した事業手法を提案すること。
- ・VR・ARなどの最新の技術を活用するなど、ツアー中やその前後で、参加者が楽しめ、誘客につながるコンテンツを提案すること。
- ・実証にあたっての乗車人数等の目標を設定し、提案すること。

【提案事項に対する留意点】

- ・周遊バスコースは、大型バスまたは中型バスによりめぐり設定とすること。

②周遊バスツアーの広報宣伝の企画・実施

周遊バスツアーの誘客を図るため効果的な広報宣伝を企画・実施すること。

【提案事項】

- ・オンラインツアー・VRなどの新たな手法をはじめ、旅行会社の店頭やOTA、WEB販売等多様な販売手法をとるなど、誘客につながる広報宣伝を提案すること。

③民間での事業化に向けた検証

民間での事業化を目指すため、①で実施する周遊バスツアーが、採算性があり、新型コロナウイルス感染症にも対応した事業手法であるかについて、一部にモニターツアーを導入するなど旅行関係者や観光関連事業者等の意見を聞いた上で検証し、バスコース・便数・運行手法・料金等の妥当性について報告すること。

また、検証の結果、事業化に向けての課題が明らかになった場合は、その内容についても報告すること。

【提案事項】

- ・周遊バスツアーの検証手法・内容について提案すること。

【提案事項に対する留意点】

- ・検証にあたり、仕様に定める便数を超えて受託者が独自に周遊バスを運行することや、周遊バスの集客や魅力を高める有料の企画を組み込むことは妨げないものとする。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

- ・新型コロナウイルス感染拡大予防対策（ガイドライン）を踏まえ、大阪府コロナ追跡システムの導入を徹底するなど適切な処置を講じて企画すること。

(4) 業務運営体制及びスケジュールについて

- ・事業を計画的かつ効率的に実施できる体制、スケジュールとすること。
- ・府や関係機関との連絡、調整が迅速に行える体制とすること。

(5) 著作権について

- ・(1)の成果物及び成果物に使用するため作成したすべてのもの(原稿及び写真、データ等)の著作権(著作権法第21条から第28条に定める権利を含む)は、大阪府及び大阪市ならびに堺市に帰属するとともに、本事業終了後においても自由に無償で使用できるものとする。
※2次利用については、成果物及び成果物に使用するため作成したすべてのものを市町村及び公共的団体に提供することを想定。

本業務の実施にあたっては、必ず著作権者等に著作物の利用等について許諾を得ること。

成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより、大阪府及び大阪市ならびに堺市が当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受託者は大阪府及び大阪市ならびに堺市に生じた損害を賠償しなければならない。

- ・(2)の成果物及び成果物に使用するため作成したすべてのもの(原稿及び写真、データ等)の著作権(著作権法第21条から第28条に定める権利を含む)は、大阪府に帰属するとともに、本事業終了後においても自由に無償で使用できるものとする。

※2次利用については、成果物及び成果物に使用するため作成したすべてのものを市町村及び公共的団体に提供することを想定。

本業務の実施にあたっては、必ず著作権者等に著作物の利用等について許諾を得ること。

成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより、大阪府が当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受託者は大阪府に生じた損害を賠償しなければならない。

6 委託事業の一般原則

- (1) 受託者はプライバシーの保持に十分配慮するとともに、事業実施上知り得た個人情報失し、又は事業に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。
また、他の機関等に個人情報を提供する際には、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続きを行うとともに、当該機関等との間で個人情報の保護に関する取り決めを交わすなど、適切な措置を講じること。
- (2) 事業の遂行にあたっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけること。
- (3) 本事業の実施で得られた成果、情報(個人情報を含む)等については大阪府に帰属するものとする。
- (4) 再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は大阪府と協議のうえ決定することとする。

7 委託事業の運営

受託者は、会計に関する諸記録を整備し、事業年度終了後10年間保存すること。

8 委託事業の実施状況の報告

- (1) 受託者は契約締結後、随時委託事業の実施状況を大阪府に報告すること。
(詳細は大阪府と協議する。)

(2) 受託者は臨時の事業実施状況等報告の求めに対し、協力すること。

9 事業完了後、大阪府へ提出するもの

受託者は、事業終了後、事業完了報告書及び成果物等の電子データ（最終版）を大阪府に提出すること。（詳細は大阪府と協議する。）

10 その他

- (1) 受託者は、契約締結後直ちに事業の実施体制に基づく責任者を指定し、大阪府へ報告すること。
- (2) 事業開始時までには事業計画書（事業スケジュール）を大阪府へ提出すること。
- (3) 受託者は、契約締結後、事業の実施に際しては、大阪府の指示に従うこと。
- (4) 委託事業を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた時は、大阪府と受託者で協議の上、業務を遂行すること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の影響による本事業の中止・縮小等については、今後の感染拡大状況や社会情勢等を踏まえ判断する。中止・縮小等になる場合は契約期間もしくは委託料を変更する変更契約を行う。その際、中止・縮小等に伴って発生した費用については、別途協議する。